

指定管理者による管理運営の概要

施設概要	名称	桐原東こどもの家
	所在地	近江八幡市土田町 1 7 5
	設置目的	児童福祉法第 3 4 条 7 の規定に基づく市内の小学校に通学する児童で、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業終了後適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施する
指定管理者	名称	桐原学童保育所風の子クラブ保護者会
	所在地	近江八幡市土田町 1 7 5
指定管理業務の内容	こどもの家の運営に関する業務 こどもの家の利用に関する業務 施設の維持管理に関する業務	
指定期間	平成 1 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日 (3 年間)	
指定管理料	平成 1 8 年度 : 3 , 1 1 5 千円 平成 1 9 年度 : 3 , 1 1 5 千円 平成 2 0 年度 : 4 , 8 1 5 千円	